

令和元年度第1回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時 : 令和元年10月10日(木) 17時00分～19時20分

2 場所 : 千葉市市役所1階 11会議室

3 出席者 :

(1) 委員

久保桂子委員(会長)、深山博司委員(副会長)、榎沢良彦委員、大森康雄委員、
上村麻郁委員、岸憲秀委員、木村秀二委員、久留島太郎委員、畠山一雄委員、
原紘子委員、原木真名委員、増田和人委員、渡辺淳津子委員

(2) 事務局

【こども未来局】	峯村こども未来局長、佐々木こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	内山課長、安西課長補佐
【こども未来部健全育成課】	鎌野課長
【こども未来部こども家庭支援課】	宮葉課長
【こども未来部幼保支援課】	鈴木課長、柘見幼児教育・保育政策担当課長
【こども未来部幼保運営課】	秋庭課長、田中保育所指導担当課長
【保健福祉局健康部健康支援課】	大場検診推進担当課長、山田主査

4 議題 :

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 令和元年度における教育・保育施設等の整備状況について
- (3) 教育・保育の「量の見込み」について
- (4) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

5 報告事項 :

- (1) 幼児教育・保育の無償化について

6 議事の概要 :

- (1) 設置条例に基づき、委員の互選により会長及び副会長を選任した。
- (2) 令和元年度における教育・保育施設等の整備状況について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。
- (3) 教育・保育の「量の見込み」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。
- (4) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。
- (5) 幼児教育・保育の無償化について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行

った。

(6)次回以降の開催日程について事務局より説明があった。

7 会議の経過

○安西課長補佐 大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回千葉市子ども・子育て会議を開会させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の安西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、座席表、資料1から資料4、参考資料として、千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告書及び千葉市こどもプランの第1章の抜粋を机上に配付してございます。なお、資料1-1から資料4につきましては事前に送付をさせていただいておりますが、資料に修正がございましたので机上の資料を御使用願います。なお、こどもプランにつきましては、次回も使用いたしますので机上に置いてお帰りください。不足はございませんでしょうか。

本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配布しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がありますので御注意願います。

本日は、過半数以上の委員の方に御出席いただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりましてこども未来局長の峯村より御挨拶を申し上げます。

○峯村こども未来局長 こども未来局長の峯村でございます。令和元年度第1回千葉市子ども・子育て会議の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日ごろより本市の児童福祉の充実・向上のため、多大なる御尽力、お力添えを賜っておりますこと、心から感謝を申し上げます。あわせて、本会議の委員の就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。

この千葉市子ども・子育て会議は、子ども・子育ての支援新制度に関する事業計画の策定や進捗管理などにつきまして、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者の皆様から御意見を聞く場でございます。そういった会議でございますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日でございますが、議題にございますように、まず、会長及び副会長を選任いただいた後に、今年度における教育・保育施設等の整備状況につきまして御審議をいただきたいと思っております。また、次期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、今後の教育・保育施設等の整備方針の基礎となります教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みとなります「量の見込み」についても御審議をいただくこととなっております。そのほか、10月から、幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、こちら

につきましても御報告をさせていただければと考えております。

いずれの議題につきましても、本市の子ども・子育て施策にとりましては重要な案件でございますので、委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見を頂戴できればと考えております。子育て支援の一層の推進のため、さらなる御支援、御協力をお願い申し上げます。子育て支援の一層の推進のため、さらなる御支援、御協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安西課長補佐 続きまして、今年度、委員の改正がございましたので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の委員名簿に沿って御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立くださいますようよろしくお願い申し上げます。

榎沢良彦委員。

○榎沢委員 榎沢と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安西課長補佐 大森康雄委員。

○大森委員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安西課長補佐 片岡敏子委員におかれましては、事前に本日欠席の旨、御連絡をいただいております。

上村麻郁委員。

○上村委員 上村です。よろしくお願い申し上げます。

○安西課長補佐 岸憲秀委員。

○岸委員 岸でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安西課長補佐 木村秀二委員。

○木村委員 木村です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安西課長補佐 久保桂子委員。

○久保委員 久保でございます。よろしくお願い申し上げます。

○安西課長補佐 久留島太郎委員。

○久留島委員 久留島と申します。よろしくお願い申し上げます。

○安西課長補佐 鈴木秀樹委員、高野雅子委員におかれましては、事前に本日欠席の旨、御連絡をいただいております。

畠山一雄委員。

○畠山委員 畠山でございます。私、これまで、今日のこの会議の出席をどうしようか考えていたんですけども、1つは、こども未来局で、幼保運営課、幼保支援課、いらしていますけれども、当初、私もこの第1回の子ども・子育て会議の委員であったんですけども、保育支援課とか運営課を、幼保支援課、幼保運営課にしてほしいということ当時の局長とか皆さんにお願いして変えてもらいました。千葉市の幼児教育というのは、待機児童のこともありますが、幼稚園とか保育園が一体となって千葉市の幼児教育に当たると、こういう精神で私はやってまいりました。最近の幼保運営課のホームページを見ますと、民間保育園の保育所で働きませんかみたいなホームページがあって、木村先生のところのホームページかと見間違えようなホームページが掲載されてい

ます。私たちの幼稚園も、今、職員の採用に大変困っています。幼稚園のほうも、学級数を減らしたり、それから新2号、新しい制度の紹介をやって、新2号をやりたくても職員の採用ができないというような状況がある中で、随分迷ったんですけども、千葉市も今、幼稚園、認定こども園、保育園が一緒になって質の高い幼児教育をしていくことが大事だと思いますので、その辺のところをよく御判断いただいて、先ほどの趣旨に沿った子ども・子育て会議にさせていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○安西課長補佐 原紘子委員。

○原委員 原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○安西課長補佐 原木真名委員。

○原木委員 原木です。よろしく願います。

○安西課長補佐 増田和人委員。

○増田委員 増田です。よろしく願いいたします。

○安西課長補佐 深山博司委員。

○深山委員 深山です。よろしく願いいたします。

○安西課長補佐 渡辺淳津子委員。

○渡辺委員 渡辺です。よろしく願いいたします。

○安西課長補佐 なお、事務局職員の紹介につきましては座席表の配付によりかえさせていただきます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

最初に、議題（1）会長及び副会長の選任についてでございますが、会長が決まりますまでの間は、峯村こども未来局長が議事の進行を務めさせていただきます。峯村局長、お願いいたします。

○峯村こども未来局長 それでは、会長が決まりますまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議題の（1）会長及び副会長の選任でございますが、千葉市子ども・子育て会議設置条例第4条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選によって定められております。委員の皆様方、いかがいたしましょうか。

○上村委員 会長には、仕事と子育ての両立支援に関する研究等に造詣が深く、これまでの研究成果を上げてこられて、前会長でございます久保委員を推薦させていただきたいと思っております。

また、副会長には、地域の福祉を全般にわたり推進しておられる専門機関であります千葉市社会福祉協議会で常務理事を務められ、また、行政分野での御経験も豊富でおられる深山委員を副会長に推薦したいと存じます。

○峯村こども未来局長 ただいま上村委員より、会長に久保委員を、副会長に深山委員を推薦する旨の御提案がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

【 異議なし 】

○峯村こども未来局長 ありがとうございます。皆様、御異議ないようでございますので、

久保委員に会長を、深山委員に副会長をお願いしたいと存じます。

会長と副会長の任期でございますけれども、特に規定はございませんが、委員の任期と同じ期間とさせていただきたいと存じます。

それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。皆様、御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

○安西課長補佐 それでは、久保会長、深山副会長におかれましては、それぞれ会長席、副会長席へ御移動をお願いいたします。

【 座席移動 】

○安西課長補佐 それでは、久保会長、一言御挨拶をお願いいたします。

○久保会長 ただいま会長に選出されました千葉大学教育学部の久保でございます。前回に引き続きまして、また皆様の御協力のもと、この子ども・子育て会議が実りある会議になりますよう微力ながら尽力したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○安西課長補佐 続きまして、深山副会長、一言御挨拶をお願いいたします。

○深山副会長 社会福祉協議会の深山といたします。皆様の推薦のおかげで副会長という形にさせていただきましたけれども、会長を補佐し、この会議の運営がスムーズに進みますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○久保会長 それでは早速、本日の議事に入らせていただきます。議題（２）令和元年度における教育・保育施設等の整備状況について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の栞見でございます。

それでは、議題（２）の令和元年度における教育・保育施設等の整備状況について御説明させていただきます。済みません、座って説明させていただきます。

お手元の資料１－１をご覧ください。令和２年４月に開園する教育・保育施設等についての資料でございます。こちらの資料は、今年度これまで審査を行いまして認可適当と判断した施設の一覧でございますが、こちらの議題につきましては、新しく開園する施設の利用定員、子どもさんを何人預かれるかという定員の設定につきましてはこの子ども・子育て会議の意見聴取が義務づけられておりますので議題として取り扱いをさせていただいております。基本的には、この資料に記載の認可定員と同じ数字を利用定員とさせていただくということにしております。前回、３月に、今年度、令和元年度の整備計画について御説明させていただきまして、今回、この１０月に整備状況の中間報告をさせていただきます。次回、来年３月に最終的な承認をいただきまして利用定員を決定するというスケジュールになります。

それでは、順に御説明いたします。資料１－１でございます。右上のところ、現時点における全体の整備予定量として、今年度、29施設、717人分の増加ということで記載しております。整備計画では1,053人分となっておりますので、現時点においては約70%

ほどの達成状況ということでございます。

まず、1の新規開設園の(1)認定こども園についてですが、一番下に合計を記載しております。施設数は3園、うち2園が幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行、1園が、保育園から幼保連携型認定こども園への移行となっております、合計3園で、2号と3号の定員が55人分、1号定員が238人分となっております。なお、これまで幼稚園から認定こども園へ移行した園につきましては、本年4月までで28園が移行しておりますので、来年4月にはこのナンバー1、2の園を含めて30園が移行するということになります。

次に、2ページをお開きください。(2)保育所でございますが、上段の区分、認可外の認可化につきましては、現在認可外の保育施設が認可の基準を満たして認可施設に移行するものでございまして、2施設で79人分の定員の増加となっております。次の区分、保育所の新設となっているほうでございますが、こちらにつきましては8園、合計370人分の増加となっております。なお、保育所新設の7番目、アストロベースキャンプ保育園につきましては、稲毛駅にほど近い稲毛東4丁目の国有地に整備される予定のものとなっております。

次の3ページをお開きください。(3)小規模保育事業についてですが、こちらは3歳未満児を対象とした定員が19人以下の小規模な事業ということになりますが、現在、7園で、定員は117人分の増加を予定しております。

次に、下の(4)事業所内保育事業についてですが、こちらも3歳未満児を対象とした施設でございまして、事業所に勤める従業員のお子さんと地域のお子さんをお預かりするという施設でございます。1園で、定員は19人、うち、地域のお子さんをお預かりする地域枠の設定、これが括弧に記載しておりますが、7人となっております。

次の4ページ、お開きください。2番の定員変更でございますが、こちらは新設の施設ではなく既存施設の改修などによりまして定員を増やすというものでございまして、認定こども園が5園、それと家庭的保育事業1園の定員増となっております、合計で6園、2号、3号の定員は61人分の増となっております。また、次の3、分園設置でございますが、こちらも既存の保育所が分園後至近のところに設置するものでございまして、保育所2園、2号、3号の定員が28人分の増の予定となっております。

以上が、717人分の内訳でございます。

続きまして、資料1-2、確保方策(「教育・保育」の提供)の進捗状況【全区】をご覧いただきたいと思っております。こちらは、先ほど資料で御説明しました今年度の整備見込み717人が子ども・子育て支援事業計画の中でどのように位置づけられているかについて御説明したいと思います。資料としては1枚目が市全体の数字でございまして、2枚目以降はそれぞれ区ごとになっております。1枚目の全区の資料で説明させていただきます。

表の見方でございますが、左側の網かけの欄、量の見込み欄は、ニーズ調査に基づくいわゆる保育需要でございます。中央の確保方策欄は、量の見込みに対応した受け皿を確保するための計画の定員数を定めており、ここまでが事業計画となっております。

それに対しまして、右側の確保量欄には、実際に整備した整備実績を含めた定員数を進捗状況として記載しております。

また、各年度、記載がございますが、これは全て各年度の4月1日時点の数字を示しております。例えば表の下のR2年度というところ、令和2年度の3号の0歳というところをご覧くださいと、量の見込み、保育需要になります。これが2,064人とあるのに対しまして、右側中央ほどに計とありますが、確保方策の計が2,052人、この年にここまで整備したいという計画数となっております。

さらに、一番右のほうに確保量の計、1,818人とございますが、こちらが実際に令和2年4月にどこまで確保できたかという整備の実績数値となっております。

なお、令和2年度の欄に（暫定値）と記載しております。本来、現行の子ども・子育て支援事業計画の計画期間は平成27年から令和元年度、今年度までとなっております。令和2年度は次期計画の範疇になるんですが、令和2年度以降の次期計画を今年度策定するということになりますので、今年度の整備量、確保方策というものを示すために、平成29年度の間見直しにおいて暫定値として令和2年度の4月1日時点の数字を新たに追加したものでございます。

令和元年度の整備の状況でございますが、令和2年4月1日に向けた整備ということになりますので、この表の一番下、R2年度、令和2年度の確保量の計の欄に太枠で囲った数字がございます。2号定員の保育利用と3号、保育定員の計にBという数字がございますけれども、こちらに先ほどの717人の整備量が反映されております。

1つ上のR1年度、令和元年度というところにはAという3つの数字がくられたところがございますが、BからAを引きますと717人分という形で、Aに717人分を足したものがR2年度のBの数字になっているという形でございます。

右のコメント欄をご覧ください。進捗状況を記載しておりますが、先ほども申し上げたとおり、計画上の拡充量としては1,053人分に対して実際の今の整備見込みは717人分ということでおおむね70%ほどの現在達成率となっております。

内訳として、2号保育利用につきましては、R2年度、令和2年度の確保方策、それから量の見込み、そちらは表の一番右のほうの欄ですけれども、いずれも達成見込みとなっておりますが、3号1・2歳、それと3号の0歳については、いずれも確保方策、量の見込みともに現時点では目標には届いていないという状況となっております。

次のページ以降の区ごとの状況につきましては、説明は省略させていただきますが、考え方としては同様でございます。

令和元年度、本年度の整備の進捗状況の報告につきましては以上でございます。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 幼児教育が無償化されて、新2号とか新3号とかが無償化されるような形になってきますけれども、その辺のところはどうやって今後見込んでいかれるのか。それからあとの確保方策もあるんですけれども、今、千葉市もこども園とか保育園とか見えていますと、全般的に定員は充足してなくて70%とか80%とかあるようなんですけれども、

この辺のところはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

まず、今、無償化で新2号、3号、新しいものができるというようなところもござい
ますが、これはこの後、来年度以降の事業計画、「量の見込み」の説明をいたしますので、
そこで説明させていただきたいと思います。

○久保会長 畠山委員、よろしいでしょうか。

○畠山委員 はい。

○久保会長 それでは、そのほか御質問、御意見はございますでしょうか。では原委員、
お願いいたします。

○原委員 済みません、R2年度の2号保育利用の『確保方策』を達成見込み、『量の
見込み』も満たす見込み」と書いてあるんですけれども、今、私の子どもが1歳7か月
で、小規模保育園に通っていて、令和3年度に3歳以上の2号保育のほうに移らないと
いけないんですけれども、今、利用を考えている保育園の定員を見ても、行きたいと考
えているところのその2歳児のところからそのまま3歳児の定員に移行して、それで行
ける範囲の保育園が全部100%の入所率を超えているんですけれども、そういった場合
でも入れるということでもいいのでしょうか。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

小規模保育事業の3号のお子さん、3歳になって卒園された後ということでございま
すが、基本的に今、小規模保育事業の卒園したお子さんについては、利用調整の中で最
優先というような扱いにさせていただいていますので、もちろん、希望するところに必
ず入れるとまではちょっと申し上げられないんですけれども、最優先の扱いというこ
とで、今のところ、現状で、小規模保育事業の卒園のお子さんについては行き先というも
のは確保できているというような状況でございます。

○久保会長 原委員、それでよろしいでしょうか。

○原委員 はい。

○久保会長 岸委員、お願いいたします。

○岸委員 岸でございます。ちょっと今、小規模保育からの3歳以降の話を聞いて不思議
に思うのは、小規模保育園をつくるときには必ず3歳以降の関係施設がないと認可され
ないはずですよ。それでもそういう事態が起こるとするのは、小規模保育所自体の設
置のときにちょっと問題があるのではないかと思いますけれども。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

確かに、今、岸会長がおっしゃったとおり、小規模保育事業は、卒園後の受け皿の連
携施設を設けるということが要件となっているんですけれども、今現在、そうした措置
が27年度から5年間、猶予措置として、そうした連携施設を確保しなくてもいいとい
うような扱いになっております。それがさらにまた5年延ばされております。それについ

ては、保育園などと卒園後の受け皿の連携施設としての協定を結んだりということが全国的になかなか進まないということが現状としてございます。ただ一方で、先ほど申し上げたような利用調整の中の最優先の扱いというような形で受け入れ先というものを今現在確保しているという状況でございます。

○岸委員 そうすると、しばらくはこういう事態が続くということで、原さんみたいなことが続く可能性があるということになっちゃうわけですね。まあ仕方がないといえば仕方がないだろうと。今のは感想です。

○久保会長 それでは、そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。それでは原委員、お願いいたします。

○原委員 たびたび済みません。原です。この達成の見込み、満たす見込みということは、今後新規園は2号定員はもうつくられないということではない。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 こちらにつきましては、未満児だけ、小規模だけというような形ですと制度のバランスというものが崩れるというところもありますので、やはり保育園というものの整備、それから幼稚園さんの認定こども園への移行、そうしたもので2号定員を増やしたいと、そうしたことも一緒に考えていく必要がまだあると考えております。

○久保会長 原委員、よろしいでしょうか。

○原委員 ありがとうございます。

○久保会長 そのほか、ございますでしょうか。それでは久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員 今、原委員のお話にもあったんですけども、預ける側の保護者としてみれば多分そのときは一番預かってほしい。ちょっと先のことまで見通しにくいと思うんです。そういう部分について、最初は5年だったんだけど、今みたいに5年延びたときのことも見通して、そういうこともあるということを周知していただく、ここにいらしている方でもまだ十分にこのところがわからなかったというところもあるので、そういうことについては周知をしていただければ、多分保護者の方も、次どこにしようかなというのは、すごい数みんな見ていらっしゃる中で、そういうふうなところを見込んで周知をお願いできればと思います。今の保護者は、そういうことも見ながらどこに引っ越そうかなとか考えていたりするので、千葉市も、正しい情報の周知をぜひお願いしたいなと思います。

以上です。

○久保会長 事務局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 小規模の利用者の方にはできるだけわかりやすいように周知を検討させていただきたいと思います。

○久留島委員 実際に連携施設でも、十分説明はしているけれども、えっ、入れないんですかという声なんか結構あつたりするので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

○久保会長 御意見ということでよろしいでしょうか。そのほか御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、これで事務局案どおりに決定することによろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 ありがとうございます。それでは、事務局案どおりに決定いたしました。

それでは続きまして、議題の(3)教育・保育の「量の見込み」について、事務局から説明をお願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

それでは、議題(3)の教育・保育の「量の見込み」について御説明いたします。資料2-1をご覧くださいと思います。1枚めくって2ページ目でございますが、『量の見込み』とは」とございます下、市町村は子ども・子育て支援法で国の基本指針に即して子ども・子育て支援事業計画、計画期間5年間のものを策定して、これに基づいて教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施するとされてございます。教育・保育と申しますのが下に記載があります認定こども園、幼稚園、保育所、そのほか地域型保育事業となっております。また、地域子ども・子育て支援事業につきましては、①から⑬までさまざまな子育て支援の事業となっております。

今回新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、お手元に千葉県子どもプランの抜粋として閲覧用というものが配られているかと思えます。その一番表紙がちょうど25ページになっているかと思うんですが、冊子全体ですとこうした千葉県子どもプランというようなものになっているんですが、今、お手元でございますのがその中の第1章、子ども・子育て支援となっております。それが、その下に記載されておりますけれども、丸の3つ目、市町村は、新制度実施主体として、27年から31年までの5年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供すると。なお、その次の丸ですけれども、この第1章を本市の子ども・子育て支援事業計画と位置づけ、子ども・子育て支援法、基本指針に即しまして子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図る必要な事項を定めるということで、この子どもプランの第1章を子ども・子育て支援事業計画——これは法定で定められた事業計画でございますけれども——として定めていくというような形でございます。そして、この現行の計画は今年度までの計画期間となっておりますので、令和2年度から令和6年度までの次の事業計画を定めるというものを今年度行う予定でございますが、それについては今後この子ども・子育て会議に諮っていくということですので、まず、そのための1つとして、今日は「量の見込み」についてお諮りしたいと考えております。

1ページめくっていただきたいと思えます。『量の見込み』とは②」と書いてございます。この子ども・子育て支援事業計画では、一定の区域、教育・保育提供区域、本市におきましては行政区ごと、各区ごとに定めておりますが、その区ごとに教育・保育等の「量の見込み」、どのくらい需要があるかを設定して、対応する「確保方策」、いつ、どのくらい供給するかというものを定めるということになっております。また、教育・保育については、下の点線の中で囲まれておりますが、「量の見込み」、「確保方策」を下①から⑤まで、年齢と保育の必要性ある、なし、それから②のところは、保育の必要性はありますが、保護者の希望で幼稚園のほうを利用する方、そうした区分に分けてこ

の「量の見込み」、「確保方策」を定めるということになっております。

また、先ほどのこどもプランの抜粋版のほうをご覧くださいと思います。閲覧用というほうの40ページに現行のこどもプランの教育・保育の「量の見込み」、「確保方策」が記載されております。このとおり、年度ごとに、「量の見込み」、認定区分の1号、それから2号でも教育利用と保育利用、3号でも1歳・2歳と、0歳、こちらの資料でも①から⑤までそうした形で分けられて「量の見込み」を算出するという形になり、また、それに対応する「確保方策」を出すというような形になります。ですので、今日御説明する部分というのはこの40ページの表の「量の見込み」の部分、そちらの案を御説明したいというところでございます。

資料2-1のほうにお戻りいただきたいと思います。資料2-1の4ページをご覧くださいと思います。「量の見込み」の算出手順でございます。こちらのほうも、新たに委員になられた方もいらっしゃるかと思いますので、今日冊子でお手元にお配りしてございますが、実は、昨年度、この事業計画のための子ども・子育て支援ニーズ調査というものを実施しております。3月の子ども・子育て会議のときには速報版としてこのニーズ調査の結果について御報告をさせていただいております。

今回、冊子という形でお配りしましたが、小学校就学前児童向けの1ページをご覧くださいと思います。このニーズ調査の概要でございますが、2番に調査対象とありますが、小学校就学前の0歳から5歳までのお子さん、4万2,000人ほどいますけれども、3番にございますが、そのうち9,250人を無作為抽出しまして、昨年12月12日から翌年の1月18日までの調査期間で、調査項目としては、保護者の方の就労状況、労働時間とか就労の今後の希望、お子さんが幼稚園、保育施設等を今現在利用しているかどうか、これからどのような施設を利用したいかという希望、地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望、保護者の方の育休の取得状況や取得希望、そのようなものをアンケート調査したという形でございます。今回、こちらのニーズ調査の結果に基づいて「量の見込み」を算出するというような形になっております。

行ったり来たりして申し訳ございません。資料2-1、4ページのほうにお戻りいただきたいと思います。こちらの「量の見込み」の算出手順だけは3月にもちょっと御説明させていただいたんですが、もう1度改めて御説明したいと思います。この「量の見込み」、今申し上げましたニーズ調査の結果を、国から示されております「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」がございまして、70ページ以上ある分厚いものですが、これに基づいて分析をして集計をすることによって「量の見込み」を算出するということになっております。その手順は、点線で囲った中の手順でございます。先ほどの手引きは26年に出されたものですが、今年度、「量の見込み」の算出、改訂版として示された部分がございますので、それとあわせて「量の見込み」を算出するという形になってまいります。

5ページをご覧くださいと思います。まず、「量の見込み」の算出、手順の1番目として、家族類型による分類を行うというものでございます。ニーズ調査の結果から両親の就労状況等に応じて現在の家族類型を分類いたします。点線の中にございますけれ

ども、AからFまで、ひとり親の家庭、それから両親が両方ともフルタイムで働いている家庭、また、一方がフルタイムで、一方がパートタイムの家庭、また、どちらか一方が専業主婦（夫）の家庭、また、両方がパートタイム、もしくは両方とも就労していないというような、そうした家族類型にまず分類をいたします。なお、今回の「量の見込み」では、潜在的な保育需要を把握するということになっております。

そこで、2つ目のところがございますが、今後の就労希望を勘案して上記の家族類型を補正することになっております。＜補正の例＞と下でございますが、例えば、今パートタイムで働いていらっしゃる母親がフルタイムへの変更を希望しているというような場合には、将来的にはフルタイムになれるということでフルタイムにカウントする。また逆に、パートタイムの母親が就労をやめて子育て等に専念することを希望している場合は就労なしにカウントということで、希望も含めた潜在的な需要も取り込んで「量の見込み」を出すということになっております。そうした補正後の家族類型を潜在家族類型というふうに呼んでおります。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。先ほど家族類型をAからFまで分類をいたしました、その家族類型を保育の必要性あり、なしに分類いたします。手順1で分類した家族類型のうち、Aのひとり親家庭、それからBの両親ともフルタイムの家庭は保育の必要性あり、潜在家族類型のうちDのどちらかが専業主婦（夫）、もしくは両方就労していないという場合は保育の必要性なしに分類、また、先ほどのCとかEでどちらか一方が少なくともパートタイムであるような場合につきましては、そのパートタイムの就労時間に応じて保育の必要性ありとなしに分類いたします。下の囲みの中でございますが、CとC'、EとE'に分かれているところがございますが、パートタイムの場合には市の保育認定の要件は就労時間月64時間以上となっておりますので、就労時間64時間以上の場合のパートタイムの御家庭については保育の必要性ありのほう、64時間未満のほうは保育の必要性なしのほうにさらに分類するというような形になります。

続きまして、7ページをご覧くださいと思います。潜在家族類型別に分けまして、その割合に各年度の推計児童数——こちらは総合政策局のほうで出している推計児童数——を乗じまして、潜在家族類型別の児童数をそれぞれ算出いたします。先ほどのAのひとり親家庭の子どもさんは何人、Bのフルタイムの両親の場合は何人と、そうした数を算出いたします。

そして最後に、8ページでございますが、この7ページで算出した潜在家族類型別の児童数に利用意向率を乗じて「量の見込み」を算出するということでございます。利用意向率は、下に記載がございますが、このニーズ調査の中で日常的に保育園、保育施設等を利用したいと回答した方の割合という形になっております。なお、下、米印に記載がございますが、今回のニーズ調査では、昨年12月から1月という時期ではございますが、調査表の中に無償化の制度の概要を入れまして、無償化が実施されたという前提でこの施設の利用を選択をしていただくというような形をお願いをしております。ですので、基本的にはこのニーズ調査で無償化の実施の影響の結果は反映されているという形で

一応考えております。また、この「量の見込み」は、先ほど申し上げました下の囲みにございます年齢とそれから保育の必要性のあり、なしによって分けられました①から⑤の分類によって「量の見込み」を算出いたします。

ここまで言葉ばかりでちょっとイメージも湧きにくいところだったかと思うんですが、資料2-2、数字ばかりで申し訳ないんですが、こちらのA3の書類のほうが実際に今の手順ではじいた数字という形になっております。こちらの表、①から⑤まで、先ほど囲みの中にございました1号認定であったり、2号認定、3号認定のそれぞれの年齢別に各年度の量の見込みを出したものでございます。下から2番目には、2号・3号の保育の必要性のある方々、①から④までの計、そして一番下には、そのうち幼稚園利用を除いた、純粹に保育施設利用の方だけの表を⑦という形にしております。

こちらの見方でございますが、一番左の欄にR1と書いてございますが、ここは今年度4月の児童数、それから保育の申し込み数、そして児童数に対する申込者数の割合、これは実績を記載しております。

R2以降でございますが、一番右に児童数に占める割合と記載した欄がございます。①ですと、一番下の全市では26.6%となっておりますが、こちらが先ほどの利用意向率という形になります。保育を利用したいという形で希望された方の割合ということで、この割合は区ごとに出してございます。ですので、各年度、例えばR2という欄では、推計児童数(0歳)というところ、例えば中央区では1,741と記載しておりますが、それに一番右の児童数に占める割合28.7%を掛けますと量の見込み499が出てくると。そうしたものを各区、それから各年度ごとに、推計児童数にその児童の割合、利用意向率というものを掛けてまして、全て数字を出して、それを積み上げていっているものがこちらの表という形になっております。

なお、こちらは数字ばかりなのでちょっとイメージが湧きにくいところがあるかと思っておりますので、資料2-3のほうには簡単にグラフにした資料を用意してございます。実績と見込みということで、左と右に分かれておりますが、実績ということで、H27からR1、今年度4月までの実績の数字で、一番上は全体ですけれども、実際に保育の利用申込者が増えてきたという実績がございます。それから見込みのほうは、いきなりR2年度、令和2年度のところで上がっておりますけれども、これは実際にこれだけ跳ね上がるということではございませんで、先ほど申し上げた潜在的な保育需要というものも反映しておりますので、このニーズ調査で得られた潜在的な保育需要も含めたマックスの保育利用率をそこで出しているというような形になります。ですので、R2年度から先ほどの保育利用率でいきますと、全体では約51%となりますので、その51%に対応した人数というものがこちらの全体のグラフのほうでございます。令和2年度以降に少しずつ下がっておりますのは、もととなる児童推計、就学前児童の推計の数がだんだん減っていくという推計になっておりますので、それに51%、潜在的な保育需要を含めたものを掛けておりますので、このグラフとしては右肩下がりにっていくというような形になっております。

実際にこれが潜在的な保育需要を含めた需要ということになりますが、これに対して

今度は「確保方策」、こちらのほうを検討して定めていきますが、当然、このグラフのよういきなり大量の整備をするということではございませんで、この令和元年度のところからこちらの見込みのグラフのほうにどのようにすり合わせるか、そうした形で「確保方策」を検討していくというような形になってまいります。

なお、先ほどの資料2-2のほう、A3の縦の資料でございますが、一番最後に、ちょっと事前にお配りできなかったんですが、右上に「参考」と記載したA4の書類が別途ございます。「現行計画の見込み」と記載した右上に「参考」と記載した資料をご覧いただけたらと思います。右上に「参考」と記載された資料のほうは、実際の現行の計画、27年度から今年度までになります。その現行計画が始まる前、今から5年前の26年度の実績の数値、それから今年度の現行計画でもともと見込んでいた平成31年度の見込み、そちらのほうを参考に記載させていただいております。こちらを見ていただきますと、例えば①でございますが、資料2-2の量の見込みの案と比べていただきますと、資料2-2のR1のところ、①の0歳児、全市の児童数に占める割合は18.9%と、これが実績という形になっております。現行計画の見込みのほうを見ますと、26年度当時は約10.5%ですので、8.4%ほど実績が伸びたという形でございます。

また、事業計画上の見込みでは31.5%、31年度まで見込んでいたという形でございますので、現行計画では0歳児に関してはちょっと見込みが過大だったのかなというところがございます。ただ、②のほうだと、現行計画では児童数に占める割合は42%となっておりますが、資料2-2のほうでは、②でR1、令和元年度まで46.1%ですので、実績のほうが見込みよりもちょっと高かったというところがございます。

全体としては、一番下、全市、2号、3号のうち、保育利用の計でございますが、26年当時の実績は28.3%、資料2-2のほうで実際に今年の令和元年度、⑦のところでございますが、実績は40.5%ということで、5年間で12.2ポイント増えたという形になります。また、現行計画の見込みでは38.9%でしたので、それよりも実績は若干上回ったという形でございます。

また、資料2-2のほうの今回見込んだ量の見込み、一番右の欄でございますが、児童数に占める割合は約51%ということで割合を見込んでおります。令和元年度に比べると10.7%ほど増えるというような数値になってございますが、現行の計画の実績が実際には12.2%増えたという形になっておりますので、数字的には現行計画の期間ほどは伸びないですけれども、傾向としては同じような結果が出ている形になっているのかなというところがございます。

ちょっと数字ばかりで非常に見づらくて申し訳ないんですが、一応、表の見方としてはそのような形になっておりまして、先ほど申し上げた手順に従って算出した「量の見込み」がこのようなになっているというような状況でございます。この「量の見込み」をもとに、今後、「確保方策」として先ほどのグラフ、どのように今後の整備をしてこの量の見込みのグラフにすりつけていくかというようなことを検討するというようなイメージでございます。

いろいろあちこち飛んで申し訳ありませんが、教育・保育の「量の見込み」について

の説明は以上でございます。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。それでは畠山委員、お願いします。

○畠山委員 これはつくるのは物すごく大変だったと思うんだけど、いきなり資料を今日見てこれを本当に理解できる人って委員の人でどのぐらいいるのでしょうか。例えばこの教育・保育の「量の見込み」についての考え方、これも前回つくったときと全く同じ基準でつくっているんですか。この辺をひとつ知りたいのと、それから、その量の見込みと供給量の実績はわかったんですけども、量の見込みは、やったことが仮に同じだとしたら結構精度が高いものであるのかどうか、その辺の検証はされたのかどうかということですね。

それから、幼児教育の無償化のアンケートをとったというんですけども、その辺のところはどのくらい乗せてやっているのか。それから、人口推計なんかを見ると、千葉市とか国全体を見ても5年後には明らかに減ってきますよね。これは千葉市のどこかの区でやっているやつを使ってやっているんでしょうけれども、一番基本的な考え方の算出するところの基準が全く同じものなのか、そういったところをちょっと教えていただければと思います。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○栢見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

済みません、一番最初に説明すべきでございました。今回の「量の見込み」の算出の方法につきましては、基本的に、前回、現行計画をつくったときと同じでございます。基本的な手引きについては同じものでございますので、基本的には同じ手法で出しております。

それから、先ほど25年度から現行計画で見込んだ数字と、それから実績の数字というものがございました。全体としては結構実績のほうが多少高くなっておりませんが、全体的な傾向は非常に方向性として合っているのかなと考えているんですが、ただ、0歳児だけが現行計画では非常に過大に出してしまったということがございました。この点については、国の手引きの中にも、やはり過大に出してしまいがちだということで、今回、この0歳児については若干補正をかけております。そこで実際、今回の見込みの案では26.6%ということで現状から7.7%増という形で見込んでいます。やり方としては、0歳児をお持ちの保護者の方に、保育施設を利用したいですかと聞きますと、将来的に当然利用したいというようなことで、1歳になった、2歳になった後、そうした将来も含めてどうも答えてしまうというようなケースがあるということで、どうしても過大に出がちだというようなことがございました。ですので、実際に0歳児をお持ちで保育施設を利用したいという方のうち、育休、産休合計期間で1年以上とる方は当然0歳児のうちには預けませんので、そうした1年以上産休・育休をとる方については数字から外すというような形で今回は数字のほうの補正を行っております。0歳児については、26年度の10.5%が今現在18.9%ということで、実績では8.4%割合が増えたという形になっておりますが、今の見込みでは5年間で7.7%と出ておりますので、実態にちょっと近づい

ている数字なのかなど考えております。

それから、無償化についてなんですが、こちらが非常に難しいところでございまして、無償化を前提に答えてくださいという形にしますと、無償化の影響がどれくらいあったのかというところが非常に出てきづらいと、無償化込みの数字になっている、反映されているということは言えるかと思うんですが、その影響がどれくらいかというところが、どれだけ上積みになったのかというようところが非常に難しいところでございます。今回の設問の中で1問だけ、「回答をいただくにあたり、幼稚園・保育施設等を選択するうえで、『幼児教育・保育の無償化』の影響はありましたか」というような設問を設けております。こちらはニーズ調査の結果報告書の35ページをご覧くださいと思います。問9-1というところでございますが、幼稚園、保育施設を選択する上で幼児教育・保育の無償化の影響はあったかという問いに関して、回答では、27.5%の方が影響を受けたというふうに答えております。中でも、保育所利用者の方は24.6%、幼稚園利用者の方が28.4%ということで、若干幼稚園利用者の方のほうが多いという形になっております。これの数字をもとにどれくらいの影響があったのか出そうとしたんですが、実際は、新たに保育施設を利用したいという方もいらっしゃるれば、また逆に、幼稚園の預かり保育などのほうを利用したいという希望の方もいらっしゃるようで、このサンプル数でこれくらいの影響がありましたというのが出てこなかったというところが1点あるというところでございます。

以上でございます。

○久保会長 畠山委員、お願いします。

○畠山委員 本当にこれをつくるのは大変だったと思います。だけど、ある程度文章にしてまとめて話してもらいたいです。前回と比べて精度はまず間違いはないと、それと同じやり方でやりましたとか、違うところは0歳児のところは今度補正をしましたとか、それから新制度の影響や無償化したときにどう影響が出たぐらい調べてやらないと、それでも確かなものはわからないかもしれないけれども、今、表を読んで、それで、今日もらって意見と言ったって意見は言えないのではないのでしょうか。これは全体の数字を埋めないと供給量の議論ができないのではないのでしょうか。読む人にどういった表でこの統計を読むということでもしてもらわないと、こういうふうにやりました、では、そうですかでもいいんだったらそれでいいんだけど、ほかの保護者の方もいらっしゃるから、これで本当にわかりますか。それで本当に供給量を決められるのでしょうか。

○久保会長 では事務局、お願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 資料のほうがいろいろちょっとわかりにくくて、まとまってなくて申し訳ございません。供給量のほうに関しましては、先ほどのこちらのグラフのほうでも全体としての潜在を含んだ需要の見込みというものは出ておりますので、そこに向かってどのような形で整備量を設定していくか、これまでの実績のような伸び率を考えながら供給量をすりつけていくかを考えるのか、そうしたことを検討する形になるかと思うんですが、そうしたものを含めて、こちらをお諮りするときはちょっとまとまった資料になるように努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

○久保会長 努力していただくということですのでよろしくお願いいたします。それでは木村委員。

○木村委員 「量の見込み」の御説明につきまして、本当に大変な作業で御苦労さまでございました。ただ、子ども・子育て会議でこの教育・保育の「量の見込み」についてを語る時に、当然、同時並行的に、ここでは教育・保育の質の確保及び向上について行わないといけないと思います。量は増やします、認可保育園はどんどん増えていきます、それで入れられなかったらどうするんだ、ああするんだという議論よりも、やはり保育の質を千葉市としてはどう確保していくんだと、認可も増やすけれども、当然、保育の質を確保していくんだという姿勢というか、そういったものもこの子ども・子育て会議で議論されないといけないのではないかと思います。

その点、2点ぐらいありまして、1点は、質の確保や向上をしていく上で、例えば現場の研修ですとか、それから保育士の確保等をどういうふうにしていくかということも、担当養成機関だけでやるのは大変だと思いますので、例えば市内の幼稚園協会ですとか、千葉市民間保育園協議会ですとか、そういう保育団体と協力し合って、保育士の質の向上とか確保とかを考慮していかなければいけないし、そのかわり、公立でも民間でも、研修に出すということは研修代替の職員の手当てをしないと研修には出せないですね。例えば近県大学とか、要するに加算をしていかないとそういった質の確保というのはまずできないということで、まず1つ目の質の確保と向上というのを考慮しなければいけないことと、2点目としては、それに伴ってそこに働く職員の処遇というものをきちんと確保をしていかないと、それは民間の場合はいわゆる人件費補助ということに頼っているわけですが、千葉市を顧みると、習志野、船橋、市川よりも人件費補助というのは確実に少ないので、これはもう行政機関ですから、幾らどういうふうに出ているというのは調べればわかることで、少なくとも政令市であれば、東京都並みまでいかななくても、隣近所の市には負けないだけの人件費補助をきちんと確保していくという姿勢が、この量の見込み確保と同時に、質を確保、向上していくためにはその点も並行してやっていかないと、本当の子ども・子育て会議にはならないのではないかと思います。

以上です。

○久保会長 それでは事務局のほう、今の質問というか御意見につきましてお答えいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

今、木村会長がおっしゃられたとおり、これまでも量の整備、量の拡充ということ、それから当然、質の確保、質の向上というものは車の両輪と考えておりますので、今後の行政で考えていく上でも、当然一緒に質の確保というものも検討していきたいと考えております。

○久保会長 職員の処遇の話も含めてということでしょうか。わかりました。それでは上村委員、よろしくお願いいたします。

○上村委員 今、木村委員のほうから質の話が出たので、ちょっとどのタイミングでお話をさせていただこうかと思っていたんですけども、財源のことがあるので、数を増やしていくとなると、例えば公立で運営していくということにも限界があり、千葉市に限らず、公立が民営化していくということは全国的にあるかなと思います。千葉市も何園か民営化をしているわけですが、そのある一園のところの保護者からちょっと私宛てに連絡が入りまして、経緯からすると、三者で協議をして、民間移管後3年間は公立保育所であったときと同じ保育を行うというような取り交わしがあったということですが、ふたをあけてみたらこれまでの保育が全く確保されていないと、そのことについては千葉市のほうにも説明を求め、回答は得ているということですが、園のほうでは全く改善が見られないということで、ちょっと具体的に内容をお伺いしておりますのでお伝えさせていただきます。いいですかね。

これまで公立園だったときは、必ず週1回以上、近隣の公園までお散歩に行っていたそうなのですが、それもなくなってしまったと。同じように、園庭の環境でいうと、移管前は、ブランコ、鉄棒、滑り台など固定遊具があったんですけども、それが全くなくなってしまったと。三輪車などの外遊びの遊具も置かない。プールがなく、3歳から5歳児は夏にプール遊びもしなかった。行事も原則以前と同じものを行うことになっていたが、遠足、おむすびパーティー、カレーパーティーと、子どもたちが楽しみにしていた行事が、運動会を除いてなくなったというような具体的な報告を受けています。

このことについての園側の説明としては、危険は避けたいと、お散歩も危ないから行かない、固定遊具も危ないから置かないというような説明、けがをしないようにというようなことで一点張りだったということですが、民間移管のプロセスのところがかかわった人たちの話を伺うと、確かに保育としては固定遊具を置かない保育もありますし、いろんな形があるので、でも、それは危険だから置かないということではなくて、園庭を使って思い切り遊ぶというような意図や狙いを持って実施しているというようなことの説明を当初はしていましたが、その辺の認識のコンセンサスが得られていないと。

あとは、以前、これは室内でのことですけども、折り紙とかカラーペーパーとかクレヨンとかマジックペン、かるた等、ゲームの教材がなくなって、A4の白い紙のみで遊んでいると、これはふんだんに使っているということらしいですが、折り紙を折る機会もないと。午睡が選択制になり、夕方に寝る子どもがいて、生活リズムの構造化が図れていない。午睡については今さまざまな考え方がありますので、これが一様にどうということではないんですけども、そういう意見が上がっていると。

驚くべきは、給食のメニューの幅が狭くなり、2週間ごと同じメニューが繰り返されていると。さらに、以前はスイカとかミカンとか国産の果物が季節によって出ていたものが、缶詰で提供されているというような質の低下が見られていると。もちろんサービスが向上した部分もありますが、保護者が納得がいくような形ではないと。保護者も今、本当にいろんなニーズがあるので、あれもこれもということはあるとは思いますが、でも、これまで民間移管する前の水準を保ってほしいということが保護者の切実な願いでありまして、それについて改善を図りますという回答しか得られないという

ことについて、この子ども・子育て会議の中でぜひ皆さんにもそこについては周知をしていただきたいということで承ってきましたので、この場をお借りしてお伝えをさせていただきます。

質のところは、こうやって具体的に出てくると、やっぱり不利益を被るのは子どもたちなわけで、発達保障ができないどころか最善の利益というところの追求が全くされていないように感じざるを得ません。保育士はかなりやめたということでしたので、我々養成校も、これだけ数が増えると、どこにでもいいから就職させようとかということではなく、むしろきちんと保育ができていところ、教育ができていところに学生たちの就職につなげたいと思っているので、量が増えて、質の格差ができるという状況はやっぱり避けたいなと思っていますので、ちょっとこの辺についても、誰がどのように説明責任を果たすのか、どういう立場の人がどのように介入していくのかということをお伺いできればなと思っています。

以上です。

○久保会長 それでは、回答を事務局の方よろしくお願いいたします。どなたになりますか。よろしくお願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課長でございます。

公立保育所の民営化というもので今年の4月に2園が民営化しております。そこにつきまして、今、委員の方から1つ1つ御指摘をいただいたんですけども、この場で1つ1つお話をするというのはちょっとそぐわないと思いますので、また、別の場というところでお願ひしたいと思うんですが、公立保育所を移管するということで、その公立の保育をどこまで続けるかとか、そういうものは三者協議会で丁寧に説明をしてやってきたところですが、ただ、今回の件につきましては、職員不足、保育士がやめたという点もありますけれども、そういったことが重なって、今ちょっとうまくいっていないというところがございますので、これについては職員の確保ですとか、今後また保護者の意見を聞いてその改善に努めていきたいと考えております。

○久保会長 それでは、岸委員、お願いします。

○岸委員 岸です。ちょっと今の説明だとよくわからないんですが、ということは、さまざまな保育形態がかわったのは、保育士がやめたからそうなったという理解ですか。

○鈴木課長 よろしいでしょうか。

○久保会長 お願いいたします。

○鈴木課長 民間移管園になるに当たりまして、移管するまでの間に保護者と話し合いの場というのを何度も設けてきています。基本的には、公立の保育を継承するというようなところで進んでいるんですけども、こういう部分はいえたいよというのを法人のほうで提案をして、保護者のほうが納得して、進んでいくというようなことを進めています。ある程度、3月末には一定の理解を得られてオープンするところに至っていたんですけども、その職員不足というものが重なって、それ以前といいますか、十分な保育の提供ができていないという状況が続いておりますので、それが改善して、本来の保育をするというのがこれからの段階、その際に、保護者にきちんと説明をしていく

ということは当然きちんとしていく必要があると思っております、保護者のほうに説明責任が果たせないのであれば、今後保育をどうするかというのはまた今後の問題と想っています。

○久保会長 岸委員、お願いします。

○岸委員 いや、明らかに、例えばブランコ、鉄棒、滑り台、固定遊具がなくなったということでしょう。ということは、それは人為的に外したということですよ。そういうことを、委託された委託先がある方向性を持ってしたわけですよ。

○鈴木課長 公立保育所の民営化に当たりまして、今回建て替えを伴っておりますので、また新たな園舎をつくるに当たって、固定遊具を設けずに外遊びを保障するというような手法をとろうというお考えだとは思いますが、そこがきちんとして説明責任が果たせていないと考えています。

○岸委員 しかし、その保護者の方は、園側から、危険は避けたいという、そういうだけの説明しか受けていないんですよ。そうすると保育方針の中で遊びを充実していくということであれば、それはわかるんだけど、説明責任というか、どういう方針を運営側が持っているのかということはやはりきちんとして把握しないと、少なくとも公立保育所から民間に委託しているわけですから、そのところはやっぱり委託した側の責任ということもあるのではないかと。やたらめったら委託しているわけじゃないはずですので、そのあたりはちょっと、心配されないような委託の仕方ということをちゃんと考えていただいたほうがいいと思います。要望です。

○久保会長 では、続けて上村委員、お願いいたします。

○上村委員 前提のところ、三者協議があるのはもちろんわかっておりますし、委託される側の法人が説明したということはもちろんあると思うんですけど、移管後3年間は公立保育所と同じ保育を行うというような認識で保護者たちはいたわけですよ。そこに共通理解がないのであれば、例えば遊具を置かないのであれば、その遊具がない分の遊びの時間をどう保障するかなわけですよ。だけど実際に、園庭がすごく広いわけではないということですので、お散歩に連れていっているかということとお散歩には行っていない。この意見がすごく保護者からも出たので、今月に入って、5歳児さんが園庭の周りを1周して今お散歩に行く練習を始めた。ちょっとあんぐりと口をあくような、始めました、意気揚々と報告がありましたというふうになら、ちょっとこの後連絡をもらったんですけど、責任のなすり合いをしてほしいわけでもなくて、誰が悪い、悪者を見つけたいわけでもなくて、完全に子どもたちが、あの園に行きたくないとか、結局、体を使い切らないから、午睡云々ではなくて、うちに帰ってきてからも寝ないとか、そういう個々の状況が保護者から上がってきていて、声を上げられる保護者はいいですが、そうではない保護者もいますよね。それについて一律同じような回答しかない。改善を図っていきます。課長さんがおっしゃるとおり、人が足りないというのは一因ではあると思いますが、それは運営側の問題であって、子どもや保護者は関係ない話ですから、そこについて誰が責任を持ってきちんとして対応するのかと。いってしまえばそれは実施責任のある行政だと思いたすね。運営側に任せ切れないんだと。やっぱりもう、

何らかの形でちょっと介入をしていく段階なのではないのかなど。直接ではなく、わざわざなぜこの席に、しかも私を探り当ててというか、来ているわけなので、ちょっとどうしようかなと思って木村先生にも御相談をして、ちょっとこの場で申し上げさせていただいたということなので、我々にもどういふふうな対応をしたかということをごきちんと回答していただいて、園側にもだし、保護者にも、それはもう納得がいくというところはいいかなと思いますけれども、やっぱり妥協点、落としどころをどこにするかというところは、子どもたちのためなので、しっかり考えていただきたいと思っています。

○久保会長 お願いいたします。

○鈴木課長 まず民間委託ではなくて民間移管をしているのですけれども、民間に移管してしまったから関係ないということは全く思っておりません。公立保育所を民間移管したという責任は最後まで果たそうと思っております。今も介入しております。ただ、それが十分な指導ですとか改善につながっていないという認識もございますので、それは最後まで責任を持って果たしていきたいと思っておりますので、また御報告等の機会があればさせていただきたいと思っております。

○久保会長 それでは、畠山委員、お願いします。

○畠山委員 今の話、民間移管の例、きちんとうまくやっておられる先生もおられるわけですから、これをもって民間移管がよくないという話にならないようにしてほしいし、子ども・子育て会議で個別のものを持ち込むというのはなじまないと思うんですね。幼保支援課長もおっしゃったんですが、きちんとうまく介入して、保護者が納得するようにぜひやっていただきたいと思っています。この場でこれほどいいか悪いかと言ったって、事実関係は相互それぞれの言い分があるでしょうから、その中でやっていただいたらどうでしょうか。

○久保会長 木村委員、お願いします。

○木村委員 今そういう事例を出していただいたのは大変よかったと思います。多分、当局も現状は全部、保護者の意見とか承知していると思います。ただ、やっぱり行政の保育責任としては、そこで監督であり指導でありいろいろな方法で今後続けていっていただけていると思いますけれども、子ども・子育て会議の中でやらなければいけないのは、認可をしたからそれで終わりではなくて、その後の行政責任をきちんとしてくださいというところで落ちついていかなければいけないのではないかと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○久保会長 今のは御意見ということでよろしいでしょうか。それでは渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 私たちの保護者の集まりの中でも、別に民間とかそういうのでは全くなく、保育の量ではなく質だというのはすごく上がっていて、例えばある保護者が言っていたのは、自分が行っているところには20歳ぐらいの施設長しかなくて、周りもみんな若い人で、子どももいなくて、結婚もしていないと。何か相談をしたくても相談をする先がその園にはないんだという保護者もいたりして、このごろそういう声をすごく聞くんですよ。それを考えると、もちろん園とかは、子どももそうですけれども、保護者もそ

れなりの不安とかを抱えて子育てをしていますので、その保護者の相談ができるような質がある幼稚園だとか保育園だとかを目指していただきたいというのがあります。

ある保護者は、定員はあいている園はたくさんあると、だけど、そこはずっとあきっぱなしで、私が行きたい園は行けないんだと。何であそこはずっと定員があいているのかという質問もあったんですけども、それもちよつと聞きたいなと思っていただくと、あと、さっき量の見込みについて算定しましたとおっしゃっていたんですけども、例えば私の勤めている会社なんかは、国の施策で女性管理職を増やせということで、もう数字だけ与えられて、今、女性の管理職をどんどん増やしているところです。そういったところもこの「量の見込み」の中には入っていたりするのかなというのを聞きたかったです。

○久保会長 最後の質問からいきましょうか。女性管理職を増やすということで、「量の見込み」にそれが反映されているかどうかというのはいかがでしょうか。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 こちらのほうはアンケート調査の結果から出していますので、基本的にはまずその結果を反映しているというような形になります。ただ、国のほうでは女性就業率の80%を目指して、そのための保育の受け皿整備をするというものを出してありますので、そうした女性就業率80%というのは多分いろんな施策の中で、おっしゃったようなことも含んでいるかと思うんですけども、「確保方策」などの検討のときにはそうした国の方向性というものも踏まえて検討していくというような形になるかと思えます。

○久保会長 それでは、ほかの質問で、保護者の話として、施設長と相談をなかなかできないという、そういった園の質については、事務局のほうでよろしいでしょうか。お願いいたします。

○田中保育所指導担当課長 幼保運営課保育所指導担当課長です。

確かに保育施設が増えているということで、保育士の確保ということで若い保育士さんを雇用したりとかしている中で、施設長さんも若くなってきているというところがあります。保育経験のある元施設長を巡回職員として配置をしたりとか、施設長の相談に乗ったりとか、あと、そういう巡回職員からの状況を把握する中で施設長に対する研修が必要だということで研修のほうを計画したりとかする中で、施設長の質が高められるようにしていただいております。

○久保会長 それからもう1つ、定員がずっとあいている園と、なかなか入れない園とあるという、そのあたり、なぜあいているのかという質問なんですけれども。お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

これは主に原因としては大きく分けて2つあります。場所も含めて、空いているけれども、その園に希望がないというのが1つです。それともう1つは、希望はあり、施設の空きがあるんですが、人がいない、保育士の確保ができないのでこれ以上受けられないというもの。大きく分けてこの2つのパターンがございます。

以上でございます。

○久保会長 それでは、そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。それでは榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員 量の見込み等を算出する調査対象について教えていただきたいんですけども、多分日本人の家庭だと思うんですけども、対象には外国籍の家庭も含まれているんでしょうか。実際、保育所にしろ、幼稚園にしろ、外国のお子さんが入園していらっしゃる場所はたくさんあるかと思うんですね。国が外国人労働者をどんどん入れるということを正式にしてこれからうんと増えていきますけれども、ここ一、二年で、地域で外国人が非常に増えてきています。単に大人だけでなく家族でいるんですよ。スーパーなどでも親子連れでもって買い物に来ているという外国人がかなりおります。本当にびっくりするくらいで、時間帯によっては日本人の客よりも外国人のほうが多いというふうな状況があります。今後、かなり急速な形でもって外国人の家族が増えてくると思うんですけども、そういう人たちも当然保育を、つまり、子どもの権利ですから、外国人と日本人とで子どもが差別されることではないわけなので、そういう子どもたちも我々は保育とかあるいは教育をしていかなければならない。文科省は最近、外国人のお子さんが学校教育から漏れていることを問題にされましたよね。それは国籍に関係なく、教育を受けることは子どもの権利と、そういう立場なわけですよ。それをこれから我々は特に意識しないとイケないと思うんですけども、こういう見込みとか等々の調査の中に外国人の家庭というのはそもそも入っているのかどうかということをおっしゃっていただけますか。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○榎見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

こちらのほうは、そのもとは、住民基本台帳に載っている方に関しては無作為抽出というふうな形になっていますので、必ずしも外国人の方を意識して調査をしているというふうな形ではないということでございます。

○榎沢委員 そうすると入っていない可能性が高いということになりますよね。だから、今のところ国はそれはよくないとは言っていないと思うんですけども、今後の問題として、千葉市として、やはり子どもの権利を考えて、独自の調査の対象として設定するというようなことも検討をされていったほうがいいのではないのかなと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○榎見幼児教育・保育政策担当課長 確かに今、市内の保育園でも、外国人の方が3割とか4割以上とか5割とか、そうしたところの園もあるというふうな現状でございますので、今、委員からいただいた御指摘も踏まえて、今後考えさせていただきたいと思いません。

以上でございます。

○久保会長 「量の見込み」という議題でありますけれども、やはり量だけではなく、質をどうするかということ、このあたりをもう少し検討できるような資料とか、そういったものをこれからつくっていく、それから、いろんな多様化、子どもたちも多様化しておりますので、そのあたりに対応するためにはどうしたらいいのか、それを検討すると

ということがこれから必要だろうと思います。今の議題そのものは「量の見込み」ということですので、その「量の見込み」につきましては、事務局案どおりに決定してもよろしいでしょうか。

○畠山委員 これは一番肝心なところです。それをきちんとみんながわかるようにペーパー1枚、2枚にまとめてくれてやってくれるならいいです。今日来て数字だけ並べられて、前回と比べてどうだったのかと。その辺のところは、やはり保育園団体もあるし、幼稚園団体もあるし、業界団体によく説明してもらって、本当にこの需要のところをヒアリングしてもらって、それで私たちとしてはこういう数字でいきたいということ言うならいいんだけど、これですと議論がばらけて、それで、数字の問題と、全体の需要の問題と、それから次は供給量の話になってくるわけです。あと、例えば今回の新2号の申請件数だって大体、各幼稚園で上げている切り替えのところだってわかるわけです。そういう数字も読み込んで、それから各都道府県の先進的な都市の先にやったところも比べて、それでこのくらいの需要を見込んでやるとか、そういうことをきちんとやってほしいと思います。

○久保会長 事務局のほう、何かございますか。

○栢見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

済みません、ちょっと資料のほうが変わりにくいところがあったかと思うんですけども、子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」の基本的な出し方に関しては、先ほどの国の手引きなどに従って基本的には出していく形になっております。そこに対して、先ほど0歳児のところでも若干補正という形でかけましたけれども、そうした若干の調整というものは、御意見があれば当然していくという形になってまいります。ですので、今日ご覧いただいて、基本的なところはこうした方向でなんですけれども、今後ともまだ御意見もあろうかと思えますし、また今新2号の話もございましたが、10月から始まって、預かり保育の新2号も、実はまだ総数というものは全部把握できていないところもございます。ですので、こちらの保育認定、2号認定の幼稚園利用にはまたちょっと修正部分も出てくるかと思えますので、今、畠山委員がおっしゃったように、さまざまな委員の方の視点もあるかと思えますので、御意見がありましたらまたいただきまして、「確保方策」も当然検討していきますけれども、こちらのものとの数字も、今回承認いただいても動かさなくなるというようなものではございませんので、また意見がありましたらそうしたものの修正というのはさせていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○久保会長 お願いいたします。

○久留島委員 ありがとうございます。その「量の確保」について、今後の見通しというところはいいと思うんですけども、さっきこのアンケートが出たので見たところ、保護者が希望するところ、千葉市で認定こども園を増やそうと、この間、新制度に向けて言ってきたと思うんです。結果を見たところ、幼稚園と認可保育所は選ぶんだけど、認定こども園の選択というか、そこがされていないというのが多分実情だと思うんです。だから、認定こども園というのがどういうところなんだよというところの周知と

というのが、もしかしたらまだ十分できていないような、この回答からそういうふうにも考えられるので、まず、量は保育所でも幼稚園でも認定こども園でも確保するんだけど、保護者が選択するときにそこが選ばれるというようなところで、何か保護者の希望とかニーズを満たせるようになっていけばいいかなと、さっきいただいたアンケートを見て思いますので、御検討をいただければと思います。子ども・子育て支援制度ができたときも、最初の年はすごくその制度についての周知はされたんですけども、それを受ける人は、子どもを持つ人は毎年その対象者になるというところもありますので、これからも引き続きそこら辺の新しい仕組みをこれから親になる人たちに周知していくというところにもまた力を入れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○久保会長 事務局はよろしいでしょうか。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 今、お話がございましたとおり、確かに新制度そのものが、もともといろいろ複雑なところもあるということで、そうした制度の周知については、引き続き保護者の方を含めて力を入れていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○久保会長 それでは渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 制度の周知ということであわせて言わせていただければ、お母さんで、全部わからないからとりあえず子育てコンシェルジュに聞いて、子育てコンシェルジュがこういうのはいっぱい書いた者勝ちだと言われて、見たこともない園もいっぱい書いて、結局自分の行きたい園ではないところになってしまって、そこに行ったけれども、やっぱり気に入らなかったとか、そういうミスマッチというんですか、そういうことがすごく起こっているというのを聞いています。何人ものお母さんがそういうふうに言っているらっしゃって、それも、周知不足というか、もちろんコンシェルジュさんの誘導の仕方がその方々にあるんだと思いますけれども、実際に通ってみて、行きたいときはお母さんたちもみんな入りたい入りたいと思ってそういうふうになるんでしょうけれども、結局、長くその園に行くんだということまでわからないままなっているんだと思うので、そういうのもきちんとお母さんに教えてあげてほしいというか、周知してほしいと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

今のお話、コンシェルジュさんのほうで、1か所、2か所だけだと、そこが人気があればなかなか入れないのでなるべく数多く書いたほうがいいよということ自体はいいとは思いますが、おっしゃるように、やっぱり自分の目で見て、見学に行って、ここに通いたいと思うところを数多く書いたほうがいいよという、その部分が抜けて伝わっているというところはあるかと思いますが、入所事務に当たっての窓口対応に関しては改めて区に対してお話はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○原委員 自分も0歳児で入園させようと思って、3月生まれで入所はできなかったんで

すけれども、1歳児の4月で入園するときに、入所申請に、枠が10ぐらいあったんですけれども、9つ埋めて持っていったんです。そうしたら、本当にもうここに書いている園だけしか審査できないんですけれども、これだけでいいんですかと事務の人に言われたんですよ。慌ててプラスで行ったこともない園を3個か書いて、縁がありまして今の園に通うことになったんですけれども、また同じことが3歳のときに繰り返されるのかと思うと恐怖でしかないんですけれども、そういうことを含めて、どういうふうにお考えになっているのかなと思って。

○久保会長 事務局、お願いします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

実際、今年4月の待機児童自体は4人ということでおおむね解消された形にはなっているところでございます。ただ、今おっしゃられたような、希望したところなり、もしくは、そうした選択肢をかなりたくさん書かないとなかなか入れない。なかなか入れないという状況自体はまだ続いていると。まだ入所待ちの方もいらっしゃいますので、なおかつ入所の申し込み自体の数も恐らくまだ増えるだろうという形になりますので、いろいろ御意見も聞きながら、こちらの次期計画の中で適切な整備量とか、そうしたものを検討して整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○久保会長 なかなか大変なところだと思います。畠山委員、お願いします。

○畠山委員 大分時間をかけて、御苦労はよくわかるので、今、新制度で、新2号、新3号、この辺のところの、無償化で行って、1年ぐらいしたらはっきりした姿が出てくると思うので、そのとき再度それに基づいて修正するとか、それから、外国人労働者も国のほうで30万人増やすみたいになってやっていますから、その辺のところを見て修正するというので、附帯決議を入れて承認したらどうでしょうか。

○久保会長 ありがとうございます。この数字がそのまま決定というわけではなくて、今後さまざまな意見等を入れながら修正等は可能ということでもよろしいでしょうか。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 ええ、今この数字のほう、これから御説明する子ども・子育て支援事業のほうもまだちょっと決まっていないところでございますので、大枠のところについて、手順であるとか、この方向性について御承認いただけましたら、細かい点など、それから数字の点については当然まだ動く部分があると考えておりますので、修正のほうは反映させていただきたいと考えます。

○久保会長 それでは、皆様の御意見等、またゆっくりこれをご覧になって何かお気づきの点がございましたら事務局のほうにお話しいただくということで、そういった修正等も含めまして、大枠のところでの事務局案どおりということで決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 それでは、事務局案どおりに決定いたします。

続きまして、議題の(4)地域子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」について、事務局から説明をお願いいたします。

○**併見幼児教育・保育政策担当課長** 幼保支援課担当課長でございます。

それでは、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について、資料3をご覧ください。一番表紙に1から11までの事業を記載しておりますが、こちらのほうも基本的に量の見込みを出すという形になっていきますので、そちらの簡単な算定方法と算定結果について御説明したいと思います。なお、こちらは事前にお配りした資料とちょっと数字などが修正になっているところがございますので、今日机上でお配りした資料のほうをご覧ください。また、一部ちょっと算出などが間に合わず調整中というところがございます。申し訳ございません。そちらのほうは飛ばして、次回また御説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページ、ご覧ください。放課後児童クラブでございます。こちらのほうは小学校などのお子さんを預かる、千葉県では子どもルームとして行っている事業でございます。こちらの様式は、算出方法、根拠とございますが、根拠のほうは先ほどと同じように、国の手引きに基づいている場合、それから独自に出している場合、それから国の手引きに準拠して出している場合がございます。算出方法、簡単に考え方だけ記載してございますが、ちょっとお時間が押しておりますので、この辺も概略ということでの御説明とさせていただきたいと思っております。

子どもルームにつきましては、算出方法、1年生の利用数、教育委員会の児童推計に各年度ごとの利用見込み率を掛けて算出いたします。各年度の利用見込み率につきましては、前3年分の平均伸び率を足して算出していくと。それから、2年生から6年生の児童数については、区ごとに過去3年の継続利用の平均を用いて算出しております。なお、令和3年度以降の一体型実施予定数については未定なため、含めて算出となっております。結果のほうについては、下のほう、過年度実績と、横に量の見込み、低学年、高学年の数字になってございます。

子どもルームについては以上でございます。

まず一通り御説明させていただきたいと思っておりますので、済みません、2ページをご覧ください。2ページは時間外保育事業、千葉県では延長保育事業と申しております。通常の利用時間以外で保育を行うというものでございますが、こちらも国の手引きに基づいて一旦算出しております。算出方法を記載しておりますが、ニーズ調査から施設の利用終了時間、18時以降利用する割合を算出して見込みを出したんですが、数字を見ていただいても現状と乖離している部分がございます。こちらの地域子ども・子育て支援事業は、前回、現行計画のときにも、国の手引きどおりに出しますとかなり現状と乖離するというような例が多く発生しております。国もそちらは認識があるということで、特に、こちらの地域子ども・子育て支援事業については、現状と乖離する場合には適切な補正を加えることとされております。今後出てくる事業も乖離があるものでございますが、そうしたものは適切に補正を考えるということになっております。この延長保育につきましては、申し訳ありません、今、補正方法を検討中ですので、次のほうに行かせていただきたいと思います。

3ページをご覧ください。幼稚園でございます。3ページのほうが一時預かりの幼稚

園、1号認定、保育の必要性のないお子さんの不定期の利用となっております。隣の4ページのほうが幼稚園の一時預かりの保育で2号認定、保育の必要性に相当するお子さんで定期的な利用をされる方という形になります。こちらは、算出方法は基本的には国の手引きに準じて出しております。ニーズ調査の結果から、3ページのほうですが、1号認定に該当する子どもの保護者さんのうち、不定期預かり利用を希望して、現に一時預かり、または幼稚園の預かり保育を利用している方の割合を算出しまして、そこから年間の平均利用日数、推計児童数、そうしたものから年間の延べ利用者数を出しております。大体のオーダーとしては年間延べ、1日当たり何人というものを365日全部延べでやった場合ということですが、7万という数字になっております。ちなみに、幼稚園の年間通える日数を195日、200日程度とした場合には、1日当たり、全ての園で400人程度、幼稚園さんは認定こども園さんも含めると90園程度でございますので、1日当たり、1園当たり4.4人ほどの利用ということで、実態にはそんなに遠くないのかなということで考えております。

4ページをご覧いただきたいと思います。こちらは2号認定の定期的な利用、保育の必要性のある方が幼稚園の教育時間の前後の預かり保育を利用する場合という形になります。国の手引きに基づいて算出しておりますが、調査結果から2号認定の幼稚園利用に相当する子どもの保護者の方の年間就労日数を算出いたします。その年間就労日数に推計児童数を掛けまして、年間の延べの利用者数の見込みを算出するという形になっております。下のほう、実際に出た数字ですが、52万というオーダーになっております。これだとちょっとイメージが湧きにくいかと思うんですが、年間の預かり保育を200日行っているとしますと、1日当たりは大体2,600人ぐらいという計算になります。今、無償化が始まって、先ほどお話がありました新2号、ちょっと今私立幼稚園しかまだ把握ができていないんですが、私立幼稚園で八千数百人のうち1,800人ほどが新2号の申請を出してまして、21.2%となっております。この割合はもし認定こども園のほうも1号も同じだとしたら、私立幼稚園も含めて大体2,600人ぐらいのオーダーになりますので、数字的にはそんなにずれないのかなと考えております。また、こうした新2号の数字は、認定の段階ではまだ全部把握できないので、これから12月、1月ぐらいにやる実際の支払いのときに正確な数字というものが把握できてくるかなと考えております。またそうしたところで数字のほうは提示したいと考えております。

次、5ページをご覧いただきたいと思います。5ページ、それから6ページについては、幼稚園の預かり保育以外の一時預かり事業でございまして、5ページのほうは不定期利用、6ページのほうは定期利用となっております。申し訳ありません、こちら5ページのほうもやはり国の手引きに準じて算出しましたが、乖離が大きいということで、今ちょっと補正の方法を検討中で、調整中となっております。また、6ページにつきましては、これは手引きにそもそも算出方法というものが無いので、独自に出さないといけないんですが、申し訳ありません、ちょっとこちら調整中ですので、次回、報告させていただきたいと思っております。

7ページをご覧いただきたいと思います。ファミリー・サポート・センター事業でご

ございますが、こちらは国の手引きに準じて算出しております。算出方法のところ、ニーズ調査の中で一時預かり事業、先ほどのところに記載があったんですけども、不定期預かり事業を希望されている方の中で、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイの年間の延べ利用者数の見込みを算出しまして、調査結果から、逆にまたファミリー・サポート・センターを利用している方の見込みを算出するという方法をとっております。これは就学前のお子さん。就学児については、ニーズ調査の結果から、希望する放課後の過ごし方として、ファミリー・サポート・センターを選択する欄がございますので、実際に選択した方の割合、そちらを使って年間の利用者日数を出しております。こちらのほうも補正の考え方のところを書いてありますが、やはりニーズ調査上では、過年度実績と乖離が大きいということがございますので、実際のニーズ調査で予測された30年度の事業量と、実際の活動件数を比較しまして、パーセンテージをはじきまして、実態に近い形に量の見込みを補正しているものでございます。

続きまして、8ページ、ご覧いただきたいと思っております。病児保育事業でございます。病院に付設された専用スペースで看護師等が一時的に病児について保育する事業でございますが、こちらは国の手引きに準じて算出しております。こちらは算出方法、ニーズ調査の結果から、ニーズ調査の中で病気やけがで保育施設を利用できずにお母さん、お父さん、いずれかが仕事を休んだという方のうち、やはり病児保育を利用したかったと回答した方、それから、実際にそうしたときに利用した方、その割合を算出しまして、その方々が実際に使ったもしくは使いたいと思った希望日数、それを掛けまして年間の延べ利用者数の見込みを算出しております。こちらについても補正のほうを行ってまして、かなり数字に乖離があるということがございます。調査結果に親族などが見ることができるケースが含まれているということで、そのケースを除外しております。丸の2つ目ですが、選択肢の中で、親族、知人に預けたと回答した方を除外しております。また、実際の利用日数と乖離しているということで、30年度に実際に利用されたはずのニーズ調査上の利用量、それと実際の利用者数の乖離、それを加味しまして、補正後の数字を算出しているという形になっております。

続きまして、9ページ、ご覧ください。地域子育て支援拠点事業でございます。乳幼児保護者が相互の交流を行う場所などを開設しまして、情報提供、相談、助言を行う施設で、本市では、子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館で行っております。ニーズにつきましては、国の手引きに準じて算出しております。ニーズ調査の結果から、地域子育て支援拠点事業を利用している方と、それから今後利用したいという方、それにどれぐらい利用したいか、平均利用日数というものを聞いておりますので、それを掛けまして年間の延べ利用日数を算出しております。こちらのほうも数字のほうを補正しております。補正の考え方、下でございますが、3号認定のお子さん、保育の必要性がある3歳未満児のお子さんですが、実際に利用する可能性が極めて低いということがございますので、その分を見込みから控除するということです。ただし、土曜の利用は可能性があるということで、6分の1はニーズとして見込むという形で補正を行っております。

続きまして、10ページ、ご覧いただきたいと思います。利用者支援事業のうち、子育て支援コンシェルジュでございます。こちらのほうについては、手引きに記載はございませんので、独自に算出となっておりますが、相談受付時間の延長及び地域子育て支援施設への出張相談などに対する、市民がサービスを受けられる体制ということで、ご覧のとおり量の見込みを見込んでいるというところです。

続きまして、11ページ、ご覧いただきたいと思います。利用者支援事業でございますが、母子健康包括支援センター、こちら手引きに記載がございませんので、必要な体制を見込んでいるということです。各区最低限2人必要ということ、それから人口規模の多い中央区は他区より1名増ということで必要量を見込んでいるものでございます。

12ページ、ご覧いただきたいと思います。こちらは上段、ショートステイ、下にトワイライトステイを記載しております。両方ある程度まとめて説明させていただきますが、それぞれ手引きによる算出方法、一応あるんですが、今回のニーズ調査では集まったサンプル数が非常に少なく、有意な結果が得られなかったということがございますので、独自に算出しております。双方とも過年度の実績と利用希望者のうち利用できなかった方の数を勘案して算出した数字、それを量の見込みとして置いているという形になってございます。

続きまして、13ページ、ご覧いただきたいと思います。ここからは訪問事業というような形でございますが、こちら手引きに算出方法の記載がない乳児家庭を全戸訪問する事業でございます。これについては28年度から29年度出生数に対する全戸訪問の訪問実績と、それから0歳児の推計人口、そうしたものを掛けまして、想定される訪問数を推計しているというような形で量の見込みを見込んでおります。

また、14ページでございますが、養育支援訪問事業、同じ訪問事業でございます。こちら独自に算出したものでございまして、訪問数の見込みとして、過年度の妊娠の届出、推計人口から全市の妊娠届出数の割合を算出しまして、区ごとの届出割合を使いまして、区ごとの妊娠届出数の見込みを算出しております。そこに過年度の訪問実績から訪問件数の割合を算出しまして、妊産婦以外の訪問件数も加味して量を見込んでいるというような形になっております。

それから最後、15ページでございます。妊婦健康診査でございます。妊婦の健康診査を行うというものでございます。こちら手引きには算出方法の記載はございませんので、過年度の妊娠届出数と女性の推計人口から届出の割合を算出しまして、妊婦さんの届出の見込み数を計上して、過去の実績からこの量の見込みを算出しているという形になっております。

申し訳ございません、時間のなかで本当に駆け足での説明となってちょっとわかりにくい面が多々あったかと思いますが、説明のほうは以上でございます。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。では原木委員、お願いいたします。

○原木委員 病児保育の見込みというところについて、まず、親族、知人に預けたと回答したものを除外というところなんです、これは全部除外してほしくなくて、やはりそ

れも病児保育のニーズだと思うんですね。かなり無理しておじいちゃん、おばあちゃんに預けなくてはいけないものもありますし、ここはそれぞれ全部除外はしないでほしいなと思うのと、あとは、利用されたはずの事業量と利用者実績の乖離というのは、まさにこれこそ病児保育の今の問題点で、結局、預かれないんですね。実際にニーズはあるんだけど、毎日キャンセル待ちが5人とか6人とかという状況で、例えば10人の予約が入って、5人しか預かれないということもあるし、病児保育事業の特徴として、結局10人予約が入って、5人キャンセル待ちしていて、朝になって5人分を入れていた子とかがキャンセルになったので、その5人に電話をすると、みんなもう既におじいちゃん、おばあちゃんに預けたからと言ってキャンセルになっちゃって、結局私たち預かる子がゼロになるということもあるんですね。ですから、この辺はキャパを大きくしておいてもらわないと皆様のニーズには応えられない、そういう事業ですので、ぜひその部分は補正するということをしないでそのままやっていただきたいし、多分、あればあるほどニーズは増えていく事業だと思います。ただ、大変申し訳ないながら、こちらもそのニーズに応えるだけのキャパがないので、私たち小児科医は頑張っていますけれども、市のほうもこれが見込みですと言わずに、もっと頑張れと言っていただきたいし、それに対しては補助をつけていただきたいなと思います。

○久保会長 では、事務局、お願いします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

今、補正をしているというところなんですけれども、実際の数字を見ていただきたいんですが、上の段ですね、実績値というもの、最新で言いますと30年度というのが6,359人となっています。お断りする件数というのがやっぱりありまして、その実績というのが30年度ですと1,195件になっています。それに対しまして、量の見込み、そのニーズ調査どおりやりますと3万1,232というふうになっています。先ほど委員のおっしゃられた親族等が見たというものを除外するという、そこについては、考え方にはなるんですけれども、やはり保育が必要か必要ではないかという、見る方がいたので除いてしまっているという考え方で前回もやってはいるところです。これは、抜くか抜かないかというのは、また再度これから詰める段階で考えたいと思います。

あともう1点の利用されたはずの事業量というのは、実際の利用されたはずの事業量ではなくて、ニーズ調査上出てしまった数字ということになりますので、これを補正をしても下の欄になるんですが、1万2,153件ということで、実際にこれに見合う施設を整備するとなるとかなりの過大だと思っていますので、施設については、確保方策のほうできちんと確保できるような計画を立てたいと思っています。

○原木委員 結構お母さんたちから言われるのが、きっと利用できないからと言って登録していませんとすごく言われてしまうんですね。ですから、そう言われない状況を私たちもつくりたいと思っているんですけれども、市のほうもそういうことをお願いしたいと思います。

○久保会長 岸委員、お願いいたします。

○岸委員 岸でございます。ちょっと今の話は驚いた話で、キャパが云々、お断りを云々

という話はびっくりなんです。なぜかといいますと、二、三年前に私の知人の小児科医が病児保育をしたくて市に問い合わせたところ、その地域は間に合っているのではと断られたことがあったそうですが、予算的に無理ということですかね。どういうことだったのかなど。

○久保会長 では事務局、お願いいたします。

○鈴木課長 いろいろの話だったのか、どこの地域だったのかというのはあるんですけども、当然足りていない状況ですので、御紹介いただければと思います。

○岸委員 では、もう1回聞いてみます。

○久保会長 この計算の補正の仕方については、これからまた事務局のほうでいろいろと御検討は続けていただけるということでよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 先ほども調整中のところがございましたし、先ほどの教育・保育のほうと同じように、これからお帰りになって、後日もしお気づきのところがありましたら、我々も検討させていただきたいと思いますので、その場合にはまた調整中のところ等を含めて、次回、御説明させていただきたいと思います。

○久保会長 では、この冊子につきまして、資料3につきまして、皆様またお気づきの点や、ここの補正の計算の仕方は問題ではないかとか、さまざまございましたら、事務局のほうにお話しいただいて、次回また、今後のこの計画策定に向けての議論の内容に反映させていきたいと思っております。久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員 3点だけ。今後のということでお願いします。学童については先ほど榎沢委員からもお話があったんですけども、保育のニーズというのはそのまま学童に上がって、やっぱり量の確保の中でも、その中に外国籍のお子さんで母国語を話せるお子さんはいらっしゃると思うんですけども、そこら辺のニーズ、多分地域によって全然違うと思うんですけども、ほかの自治体でも今そこはすごく課題になっているというのは聞いているので、そこら辺の対応を「量の見込み」の中にも内訳みたいな形でちょっと調べていただけると、何かまたこういう立場で利用できることもあるのかなと思いました。

あともう1点は、トワイライト、ショートのできなかった理由、何でできなかったというところについても、次回、なぜ利用希望があってもできなかったというところは、もしあればまたその理由を教えていただきたい。

あともう1個、最後は、乳児家庭全戸訪問の事業で、これは行けなかったというのは多分あると思うんですね。8.7%のうちの例えば里帰りとか外国とか以外に、リーチできなかったというのが、結構いわゆる虐待とか所在不明とかというものも課題になっているところがあるので、そういうところは市として課題があるのかどうかというところをまた次回に教えていただければと思います。

以上です。

○久保会長 それでは、簡単に答えられる部分は答えていただいて。

○鎌野課長 健全育成課でございます。

外国人の児童が実際に子どもルームに在籍しておるのは事実でございますが、その今

後の見込みだとか量の中に見込めるかというのは、ちょっと検討させていただいて、現状として、お子さんが日本語は話せるんですが、保護者が話せないという場合がございます。そういう場合は保護者向けの文書については、英語とかそのほかの外国の言葉で直して案内するような場合もございます。

以上でございます。

○久保会長 そのほか、よろしいですか。

○宮葉課長 こども家庭支援課でございます。

ショートステイ、トワイライトステイの利用できなかつた理由なんですけれども、こちらは児童養護施設とかの職員配置の関係で受け入れ態勢が整わなかつたということが大きな原因でございました。

○久留島委員 なので、その部分も何とか反映できるようにまたつけていただいて。

○宮葉課長 一応、その利用できなかつた部分も含めて見込みというのは出しておまして、この「確保方策」につきましているいろいろと検討して、次回以降、御説明させていただきたいと思います。

○大場検診推進担当課長 座って申し訳ありません。乳児の全戸訪問のことについてですが、乳児の全戸訪問は生後4か月までに全員にお会いしましょうということで実施している事業になります。その後4か月児健康診査がございまして、そこで会えなかつたお母さん、保護者の方に理由を確認していますが、何度も訪問調整をさせていただくのですが、多忙で連絡ができなかつた、里帰り中、入院中、市外転出、必要性を感じなかつた、面倒だったので連絡対応しなかつた、仕事のため連絡できなかつた等の理由がございまして。中には4か月健診においでにならなくて、その後訪問するような方もいらっしゃるんですが、ほぼ100%お会いできているという状況がありますので、御報告させていただきます。

○久留島員 ありがとうございます。

○久保会長 それでは、また次回に向けてさまざま疑問について答えられるような形で御準備をお願いしたいと思います。そういった意味ではまだ暫定的なものでございましてけれども、この事務局案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 それでは、事務局案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告事項（1）幼児教育・保育の無償化について、事務局から説明をお願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

時間の制約もありますので、幼児教育・保育の無償化についてかいつまんで、今回の9月の議会で可決いただいた事項について御説明いたします。

まず、3ページをお開きください。今回の無償化ですけれども、対象とならない経費として、通園のバス代ですとか食材料費があります。この食材料費につきましては資料に図がございまして。上が、9月まででございました。幼稚園、認定こども園、3歳以上の1号認定と呼ばれるお子さんについては、主食代もおかず代も今までは別途請求、別

に負担していただいていた。お弁当を自分で持っていくというのも含めて別途負担です。これは新しい制度になっても今までどおりということになります。

一番右側の3号認定、3歳未満児につきましては、これは保育料に含むということで別途請求しない、これも変わりはありません。変わるところは真ん中の部分ですけれども、これまでは、主食代は、公立保育所などですと主食をお弁当箱に詰めて持っていくという形になりますけれども、園で用意する場合は、主食代は保育料とは別に請求、おかず代は保育料に含むという形で行っていました。これがこの10月からは、このおかずの材料費を別途請求するということになります。ただし、下にあるように、年収360万未満相当の世帯、それから第3子以降、そういった世帯については引き続き無償となります。

次のページ、公立保育所の徴収する金額でございます。主食費は今までと同様にお弁当箱に詰めて持ってきていただくということで徴収なしと。下のところの副食費、おかず、おやつ、これを月額5,160円としております。考え方としては、1食当たり258円掛ける20日間、5,160円となります。おかず代、おやつ代、それぞれでございます。参考までに、1号児童というのは3,470円で、おやつ代がなかったり、あるいは夏休み、冬休み等がありますので、それらを差し引いて月額3,470円ということになります。民間保育園の給食費につきましては、これは各園によって変わってくるということになりますので、各園が実費相当分を徴収するというのが基本になります。

それからもう1点、今回議決していただいたのが9ページでございます。認可外保育施設についてです。今回の無償化につきましては認可外保育施設も無償化の対象になります。金額としましては、一律にというよりは、各園、金額が認可外ということで変わりますので、償還払いをして、3万7,000円を後から御支払いするという形になります。この認可外保育施設につきましては、一定の基準を満たすというのが条件なんです、国は、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とするということのを5年間、猶予期間を設けるというふうにしております。これは幾ら何でも長過ぎます。基準を満たしていない、最低限の基準さえ満たしていない施設を認めるというのは我々としてはなるべく短い期間にしたい。ただ、これは園が困るというよりも、最終的にその園にしか通えなかった保護者の方が自己負担しなければいけないということになってきますので、猶予期間を1年間設けて、その期間に、この下の四角の中に書いてありますが、ここの園はあと1年たったらこのままだと無償化の対象になりませんよとか、あるいは、その園が、特にベビーシッターですけれども、研修を受けてその対象になれるような期間を設けるとか、そういったことを考えましてこの1年間の期間というのを設けてございます。こういった条例を今回の議会で制定させていただいたというところでございます。

あとに関しましては、今回の無償化の制度全般について簡単にふれてあるところですので、お持ち帰りの上、ご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、報告事項ではございますけれども、

何か御質問とかございますでしょうか。それでは増田委員、お願いいたします。

○増田委員 認定こども園の増田と申します。今回のこの無償化の関係、いろんなことが想定、想定という中で進んでいっているものだと思いますので、ある程度時間が経過した段階で実際にはこのような形になっていたというものが、特に費用に関しての部分だとかでいろいろ見えてくる部分があると思うんですね。特に、通っている先が公立の保育所である、民間の保育所である、こども園である、幼稚園である、こういった違いによって実際に無償化の中で受けているサービスのほうに不公平ということが、後々いろいろ調べると見えてくる部分などもあると思いますので、そういった部分、ぜひ、保護者、子どものほうに不公平などが後から見えないように、また、そのようなものが見えたときについては何らかの方策等を持って対応をしていただけるような形で進めていただけるとありがたいと思います。

○久保会長 事務局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

おっしゃるとおりに、今、時間がない中で何とかこの制度を始めなければいけないというところで、想定というもので多くやってきたところでございますので、スタートして一定期間がたちましたら、振り返って見直しをするというのは当然やっていきたいと思っております。

以上でございます。

○久保会長 そのほか何かございますでしょうか。

そろそろ時間も大分押しておりますので、それでは、次第4、その他でございますが、事務局から連絡がございますでしょうか。お願いいたします。

○内山こども企画課長 次回以降の開催予定でございますが、今回は今月の10月30日水曜日、その次が11月19日火曜日、そしてその後12月と来年の3月の開催を見込んでおりまして、次期の子ども・子育て支援事業計画の策定を進めてまいりたいと考えております。皆様大変お忙しい中、誠に恐れ入りますが、御理解、御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。12月及び来年3月の開催予定につきましては、改めて日程調整のほうをさせていただきたいと思っております。

次回以降の開催予定については以上でございます。

○久保会長 それでは、こちらで全ての議題は終わりになりますが、何か言い残したこと、皆様のほうからございましたらお願ひしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○久保会長 それでは、特に御質問、御意見はございませんので、予定していた議題は以上でございます。委員の皆様のおかげをもちまして大変実りある会議になったかと思っております。今日の内容でぜひ事務局の方々のこれからの計画のところに反映させていただきまして、よりよい計画をつくっていききたいと思っております。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

○安西課長補佐 それでは、以上をもちまして令和元年度第1回千葉市子ども・子育て会

議を閉会とします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。